

公益社団法人滝川地方法人会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滝川地方法人会（以下、「本会」という。）の定款第7条（経費の負担）の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第2条 会員は、毎事業年度、別表「会費基準」に定める会費（年間の会費額）を納入しなければならない。

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入方法)

第4条 会員は、その事業年度分の会費を請求後3ヶ月以内に本会所定の方法により納入しなければならない。ただし、新規会員は、入会時に納入するものとする。

2 会費の納入方法は、以下のいずれかの方法により納入する。

(1) 振込納付

本会が指定した金融機関からの振込みにより納入する。

(2) 持参

事務局へ直接持参し納付する。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会日の属する月までの会費については、これを減免することができる。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行うものとする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益社団法人滝川地方法人会設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。（規程第2条別表「会費基準」、第4条第1項、第5条第1項）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から適用する。（規程第2条別表「会費基準」【砂川支部】年会費額の改正）

別表 会費基準

[1社/年]

【滝川支部】

◇正会員◇

・資本金1,000万円未満	5,500円
・資本金1,000万円以上3,000万円未満	12,500円
・資本金3,000万円以上5,000万円未満	18,500円
・資本金5,000万円以上1億円未満	24,500円
・資本金1億円以上	30,500円
・同一代表者で同一事務所内にあり、同一系列 会社でその主たる法人以外のもの	3,000円

◇賛助会員◇	5,500円
--------	--------

【芦別支部】

◇正会員◇	5,000円
-------	--------

◇賛助会員◇	5,000円
--------	--------

【赤平支部】

◇正会員◇	5,000円
-------	--------

◇賛助会員◇	5,000円
--------	--------

【砂川支部】

◇正会員◇	6,000円
-------	--------

・同一代表者で同一事務所内にあり、同一系列 会社でその主たる法人以外のもの	3,500円
--	--------

◇賛助会員◇	3,500円
--------	--------

【歌志内支部】

◇正会員◇	5,000円
-------	--------

◇賛助会員◇	5,000円
--------	--------

【奈井江支部】

◇正会員◇	5,000円
-------	--------

◇賛助会員◇	5,000円
--------	--------

【上砂川支部】

◇正会員◇	6,000円
-------	--------

◇賛助会員◇	3,000円
--------	--------

【新十津川支部】

◇正会員◇	12,000円
-------	---------

・同一代表者で同一事務所内にあり、同一系列 会社でその主たる法人以外のもの	6,000円
--	--------

◇賛助会員◇	6,000円
--------	--------

【江部乙支部】

◇正会員◇	6,000円
-------	--------

・同一代表者で同一事務所内にあり、同一系列 会社でその主たる法人以外のもの	3,000円
--	--------

◇賛助会員◇	6,000円
--------	--------